

# ごみ焼却施設解体工事施工監理業務委託

発注仕様書

令和7年6月

香芝・王寺施設組合

## 第1章 総則

### 1. 委託業務の名称

ごみ焼却施設解体工事施工監理業務委託

### 2. 委託業務の目的

本業務は香芝・王寺環境施設組合(以下「発注者」という。)が実施する、ごみ焼却施設解体工事(以下「本工事」という。)に際して、発注者監督員(以下「監督員」という。)に代わり、本工事が施工の過程において適切に実施され、円滑に完了するように、設計監理、工程、安全監理等の施工監理及び循環型社会形成推進交付金交付申請等に関する審査・支援業務を行うことを目的とする。

### 3. 委託業務の場所

香芝市尼寺 615 番地

### 4. 委託業務の期間

契約締結日～令和9年3月17日

### 5. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「立会」とは、契約図書に示された事項において、臨場して内容を確認することを言う。
- (2)「確認」とは、契約図書に示された事項において、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることを言う。
- (3)「指示」とは、監督員と協議の上、本工事の請負者(以下「工事請負者」という。)に対し、業務上必要な事項について実施させることを言う。
- (4)「報告」とは、発注者に対し、業務の状況又は結果について書面をもって知らせることを言う。

### 6. 適用範囲

本仕様書は、発注者が実施する「ごみ焼却施設解体工事施工監理業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものである。また本仕様書は、業務の履行に当たっての基本的内容について定めるものであり、本業務受注者(以下「受注者」という。)は、本仕様書に定めのない事項であっても、業務履行上必要と思われるものについては、発注者と協議の上、受注者の責任において全て完備しなければならない。

なお、本仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「建築工事監理指針」・「機械設備工事監理指針」・「電気設備

工事監理指針」の最新年度版による。

#### 7. 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアル等を遵守しなければならない。

#### 8. 疑義の解決

受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、発注者の意図を十分理解するよう努めるものとし、業務等に支障が生じないようにしなければならない。

#### 9. 中立性の確保と秘密保持

受注者は中立性を確保するとともに、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務終了後も同様とする。

#### 10. 関係機関との協議

受注者は、関係機関との協議を必要とするとき又は協議を求められた場合は、誠意をもって対応し、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

また、発注者が関係機関との協議、委員会、協議会等の開催を必要とする場合、受注者は誠意をもって助言や資料作成の支援を行わなければならない。

#### 11. 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。ただし、発注者が必要と判断した場合、発注者と受注者との協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受注者の負担において行うものとする。

#### 12. 技術者

受注者は本業務の履行に当たり、下記に掲げる要件を満たす技術者を配置すること。

なお、(1)、(2)の技術者は兼務できないものとし、3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあること。

また、(2)の配置技術者は過去15年以内に国又は地方公共団体等(国、地方公共団体、公共法人及び国土交通省令で定める法人)発注の「ごみ焼却処理施設の解体もしくは解体を含む新築工事の施工監理業務」の業務実績が複数件あること。完了した実績を有していない場合にあっては、当該実績を有する直接的かつ恒常的な(公告日現在において3か月以上)雇用関係にある者を配置すること。

(1)管理技術者は、次のいずれかを満たす者とする。

- ・技術士法に定める技術士(建設部門又は総合技術監理部門-建設)の資格を有する者
- ・技術士法に定める技術士(総合技術監理部門-衛生工学(廃棄物・資源循環)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環))\*の資格を有する者

※技術士(総合技術監理部門:衛生工学)、技術士(衛生工学部門)においては、試験制度改正前の選択科目となる、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理についても同等とみなす。

(2)焼却施設解体管理担当技術者は、次のいずれかを満たす者とする。

- ・建設業法で定める一級土木施工管理技士の資格を有する者
- ・建設業法で定める一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・技術士法に定める技術士(総合技術監理部門-衛生工学(廃棄物・資源循環)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環))\*の資格を有する者

※技術士(総合技術監理部門:衛生工学)、技術士(衛生工学部門)においては、試験制度改正前の選択科目となる、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理についても同等とみなす。

(3)アスベスト管理担当技術者は、次のいずれかを満たす者とする。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### 1 3. 技術者の交代

管理技術者は原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、変更理由書及び新たに配置する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を発注者に提出し、承諾を受けること。

### 1 4. 議事録の提出

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に係る議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

### 1 5. 資料の貸与

本業務の履行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、発注者に提出し、業務の完了とともに返却すること。

### 1 6. 土地への立ち入り等

受注者は、本業務を実施するため、本工事範囲以外の公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者と十分に協議を行い、承諾を得て行わなければならない。

## 17. 成果品の検査と納品

受注者は本業務の完了に際し、速やかに業務完了検査願及び本仕様書に指定された提出図書一式を提出し、発注者検査員による業務完了検査を受けなければならない。検査合格後、業務完了届、成果品引渡し書の提出をもって本業務の完了とする。

ただし、業務完了後であっても、誤り及び記載漏れ等の不備が発見された場合や、関係機関からの資料提出又は内容修正等の依頼があった場合は、速やかに対応することとする。

## 18. 提出書類

受注者は本業務の着手に際し、次の書類を提出すること。

### (1) 業務着手時 (各1部)

委託契約書に定める書類

業務着手届

業務工程表

業務体制表

管理技術者等届(自社の社員であることが確認できる書類及び資格証の写しを添付)

その他、本組合が指定するもの

### (2) 期間中

検査記録等 (1部)

各協議録【議事録】 (3部)

その他、本組合が指定するもの

### (3) 完了時

業務報告書 (1部 パイプファイル綴じ)

- ・業務報告書は、年度ごとに提出すること。モニタリング月報、日報、工事全般における指示、協議決定事項、施工の検査、立会に係る記録、業務完了報告書、その他必要な事項について整理すること。

業務完了届 (1部)

上記原稿のデータを記録した電子媒体(CD-R等)一式 (2部)

請求書 (1部)

その他、本組合が指定するもの

## 第2章 業務内容

受注者は、本工事に係る施工図書を審査する。また、各々の工事の施工に対して、指導・修正等を行うとともに、現場での立会、工程の管理等を行う。

業務に当たっては、目的を十分に理解した上で良心的かつ技術的に遂行し、必要に応じて発注者と協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

### 1. 本工事対象施設の概要

(1)ごみ焼却施設

処理能力 : 150t/h (75t/24h × 2炉)

処理形式 : 連続運転式ストーカ炉

排ガス処理 : バグフィルタ

ばいじん処理 : 薬剤処理

竣工 : 昭和57年6月

(2)粗大ごみ処理施設

処理能力 : 30t/5h

処理形式 : スイングハンマ式破砕機

分別設備 : 磁選機、アルミ選別機

竣工 : 昭和57年6月

2. 業務の基本原則

受託者は業務にあたり、原則として次のとおり行うこと。

- (1) 解体作業計画監理及び工事に係る施工監理について、受託者は組合と密に連絡・調整を行いつつ監理すること。
- (2) 受託者は工事の課題、問題点等を把握し、適切な監理を行うとともに、組合・工事受注者に対して適切な技術的助言を行うこと。
- (3) 受託者は工事現場に臨み、組合の意を体して厳正に工事を監理すること。
- (4) 受託者は工事全般に係る疑義に応じられるよう工事請負契約の内容、施工計画、施工工程、現場の状況等に精通し、工程・進捗を促進すること。なお、受託者は工事受注者が作成した工事内訳書について精査を行い、その進捗について厳正に監理すること。
- (5) 受託者は工事受注者に指示する場合には、書面をもって行い、その控えを保管すること。受託者が直接工事受注者に指示した事項については、その内容を速やかに組合に報告すること。
- (6) 受託者は関係機関等との協議を必要とする場合（組合から指示した場合を含む）、または協議を求められた場合（組合が求めた場合を含む）は、誠意をもってこれにあたり、書面をもってその内容を速やかに組合に報告すること。
- (7) 受託者は、定例会議を開催すること。定例会議に必要な資料について、工事受注者に対して提出を求めることとし、受託者は、それらを取りまとめ定例会議資料を作成するとともに、開催にあたり参加者（組合、工事受注者等）を招集すること。また、定例会議後、速やかに議事録を取りまとめ、参加者の確認を得ることとする。
- (8) 本解体撤去工事および本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して事業を実施する。よって、業務中および業務完了後において、本事業が会計検査の対象と

なる場合においては、組合からの指示により資料の整理、とりまとめ等に協力すること。

### 3. 業務の内容

工事請負者が実施する本工事における解体工事に係る設計監理・施工監理業務、調整等に関して下記の業務を行う。

#### (1) 書類審査

工事請負者が作成した設計図書(工事内訳書、各種計画書等)について、発注者が定めた発注仕様書等の内容を確実に反映し、かつ関係する法令等を遵守したものであるかの調査、審査を行うとともに、設計業務の進捗状況を管理し、必要に応じて工事請負者に対する指示等を行う。

##### 【主な確認・審査事項等】

- ・関係官公署提出書類の協議・審査・報告
  - ダイオキシン類曝露防止対策「実施計画書」の審査・報告
  - アスベスト曝露防止対策「実施計画書」の審査・報告
  - 建設リサイクル法に基づく「分別解体等」に係る「届出書」の審査・報告
  - 建設リサイクル法に基づく「再資源化等完了報告書」の審査・報告
- ・各施工計画書等の協議・審査・報告
  - 全体仮設計画書の審査・報告
  - その他必要とされる各施工計画書の審査・報告（産業廃棄物処理計画書等その他）
- ・関係法令に基づく各種届出・許可申請等
- ・発注者の規定に基づく提出図書等
- ・工事に必要な許可・資格等
- ・解体計画、汚染除去・解体・撤去要領、手順書等
- ・各種調査・分析結果の確認

#### (2) 施工監理業務

工事請負者が実施する工事について、設計図書に基づいて作成される施工図等の審査を行うとともに、工事の進捗状況を管理し、必要に応じて工事請負者に対する指示等を行う。また、施工状況を把握、確認するために必要な検査、立会等を行う。監理方法は重点監理とし、週1回以上の進捗報告を行うこと。

受注者は原則として毎月1回以上の定例会議を実施し監理すること。その際、必要に応じて指示した事項等について、指示書等により、監督員へ報告すること。

また、監督員は必要に応じて、受注者の行う検査等に立ち会うものとし、内容に応じて必要なものは工事受注者から「計量証明書」等を提出させる。

##### 【主な確認・検査事項等】

- ・ダイオキシン類及びアスベスト等汚染物除去完了時の確認
- ・各機器類解体前・解体中のダイオキシン類・アスベスト等有害物サンプリング立会

- ・各機器類解体前・解体中のダイオキシン類・アスベスト等有害物測定結果計量証明書  
の確認と報告
- ・解体工事計画書に基づく施工状況確認・報告
- ・発生材の中間・最終処分場搬入確認・報告
- ・発生材のマニフェストの確認
- ・周辺環境等の調査立会・報告(土壌・大気・粉じん)
- ・ダイオキシン類及びアスベスト、土壌汚染等汚染物対策仮設養生・機器類の稼働状況  
等の確認
- ・各種保護具・機材等ばく露防止対策の確認
- ・土壌汚染対策措置状況の確認(ダイオキシン類に関しては完了時の確認まで)
- ・焼却設備機器類等汚染箇所解体完了の確認
- ・汚染物(排水含む)分別・保管状況の確認
- ・廃棄物の分別・処理・処分状況の確認
- ・工事完成時の受注者による工事完成検査(発注者による工事完成検査受検前に行う)
- ・工事完成検査後において、手直しを行う必要が生じた場合は、手直し完成検査を実施  
し手直し事項が完了しているか否か確認し、発注者に報告する。なお、完成検査(事前  
検査を含む)には、書類(完成図書)も含むものとする。

### (3) 事務補助業務

発注者が行う循環型社会形成推進交付金等の申請等に係る必要な支援や対外的な協議  
(官公庁への届出関係等)への参加を行う。

### (4) 説明会等への出席

受注者は、発注者が必要に応じて開催する地元説明会に出席し、工事に係る専門的事  
項に関する説明の補助を行う。また、近隣住民等からの苦情処理対応にあたっては、  
監督員に協力し、技術的な説明を行うこと。また、請負者に技術的な指導を行い、経  
過について取りまとめ監督員に報告すること。

### (5) その他

前各項のほか、適正な業務に必要な事項は、発注者と受注者が協議し、協力して行う  
こと。

## 添付資料リスト

※下記添付資料につきましては、「競争入札参加申込書」を期限内に提出され、資格が確認された方のみにお渡しします。詳細については入札公告を参照してください。

- 添付資料01 : 工事範囲図（車両動線含む）
- 添付資料02 : 測量調査結果（新施設建設前）
- 添付資料03 : 地質調査結果（新施設建設前）
- 添付資料04 : 保安林範囲図
- 添付資料05 : 既存施設図面
- ① 香芝王寺清掃工場ごみ焼却施設建設工事  
竣工図面（建築構造・意匠関係）
  - ② 香芝王寺清掃工場ごみ焼却施設建設工事  
竣工図面（建築設備関係）
  - ③ 香芝・王寺環境施設 粗大ごみ置場新設工事  
竣工図【解体対象外 参考用】
  - ④ 粗大ごみ集積所（基礎）新設工事  
竣工図【解体対象外 参考用】
  - ⑤ 美濃園（ごみ焼却施設）排ガス高度処理・灰固形化施設整備工事  
竣工図（機械設備）
  - ⑥ 美濃園（ごみ焼却施設）排ガス高度処理・灰固形化施設整備工事  
竣工図（土木建築工事）
  - ⑦ 全体配置図（新施設含む）
- 添付資料06 : アスベスト、ダイオキシン類等調査結果（代表点のみ）
- ① アスベスト調査結果
  - ② ダイオキシン類調査結果
- 添付資料07 : 土壌汚染調査結果
- 添付資料08 : 絶縁油P C B分析結果（4箇所）
- 添付資料09 : 仮囲い範囲図
- 添付資料10 : 地下工作物の取扱いに関する環境省通知
- 添付資料11 : 地下貯蔵タンクの用途廃止作業に係る安全対策の周知徹底について
- 添付資料12 : 粗大ごみ処理施設解体範囲図（交付対象外事業）